

# 床頭台等運営事業者に係る仕様書

沖縄県立南部医療センター・こども医療センター内における床頭台等の運営に関する仕様書を次のとおり定める。

## 1 事業場所

沖縄県島尻郡南風原町字新川 118 番地の 1  
沖縄県立南部医療センター・こども医療センター

## 2 設置運営物件

病棟床頭台等の設置運営

(1) 床頭台システム	375 台
(2) 液晶テレビ	同上
(3) カードタイマー	同上
(4) DVD プレーヤー	同上
(5) 冷蔵庫	同上
(6) 貴重品保管庫等	同上
(7) 洗濯機	10 台
(8) 乾燥機	12 台
(9) カード販売機	5 台
(10) カード精算機	2 台
(11) 収納ロッカー	40 台
(12) 入院案内放送システム	1 式

※上記詳細は別表による。

※設置台数等については、運用方針の変更などにより若干の増減の可能性があります。

## 3 貸付期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までの 5 年間とする。

事業者と県有財産貸付契約を締結する。

## 4 貸付料

施設使用料は、沖縄県病院事業局固定資産管理規定 第 23 条に基づき、売上額に一定割合を乗じて得た額とする。

## 5 費用負担

(1) 床頭台等のすべての設置に伴う工事及び保守管理に関する一切の費用は、設置業

者の負担とすること。

(2) NHKの受信料は設置業者の負担すること。

(3) 光熱水費等 沖縄県病院事業局固定資産管理規定 第27条（光熱水費の負担）により、電話、電気ガス、水道等の諸設備の使用に費用等を負担すること。

## 6 設置機器仕様

設置機器（洗濯機、乾燥機を除く）に関しては、リユース品についても認める。ただし、状態が悪い機器で病院が指摘するものについては、速やかに修繕・取替を行うこと。

### (1) 床頭台

- ・木製で、テレビ上部の収納は必要とせず、当院の病室スペースを考慮した物であること。（参考寸法 幅 500mm、奥行 600mm、高さ 1600mm 程度）
- ・抗菌性、耐薬品性、耐熱、耐水、耐久性優れていること。
- ・移動時を考慮し 70mm 以上の大型キャスターをつけること。
- ・キャスターは一度の操作で四輪全てにロック及び解除ができる機構であること。
- ・引き出しに保管箱を取り付け、又は引き出しに鍵を取り付けてあること。
- ・スライドテーブルを設けること。
- ・本体側面（両側）にタオル掛けを設けること。
- ・床頭台下部には冷蔵庫の取り付けスペースを確保すること。
- ・センサー式の足元灯を取り付けること。また、破損・紛失等が発生しない場所に付けること。
- ・後付け予定の電子タブレットを設置できる仕様にする事。

### (2) 液晶テレビ

- ・利用料金の支払いはカード方式であること。
- ・サイズは 19 インチの液晶ワイド画面（16：9）で、パネルは LED バックライトであること。
- ・地上デジタル、BS デジタル放送のチューナー内蔵であること。
- ・テレビの角度が上下左右に調整可能であり、調整機能について安全性・耐久性を十分に配慮していること。
- ・B-CAS カードの盗難防止対策を講じること。
- ・リモコンはワイヤレスとし、同室の他のテレビに干渉しないこと。また紛失防止策を講じること。（チェーン取付等）
- ・特別室、小児病棟以外はイヤホンのみの音声聴取（スピーカー音声カット）であること。
- ・前面にイヤホン端子を取り付けること。また、市販のイヤホンが使用可能なこと。
- ・小児病棟のテレビでは、子供向け番組（アニメ等）が、通常のテレビ料金で視聴できること。

- ・入院案内が動画で放送でき、無料で視聴できること。
- ・視聴料金は、1時間あたりの視聴可能時間が50円以下とする。なお、課金単位は10円とする。
- ・特別室（18床）はカードタイマーなしで、無料で視聴できること。

### （3）カードタイマー

- ・カードでテレビ、冷蔵庫双方が利用できるものであること。
- ・残度数、または残時間が分かりやすく表示されるものであること。

### （4）DVDプレーヤー

- ・床頭台に設置されたテレビで利用者が持ち込んだDVDソフトを鑑賞できるDVDプレーヤーを、床頭台に設置すること。
- ・テレビ視聴同様カードタイマーにて課金とすること。

### （5）冷蔵庫

- ・利用料金の支払いはカード方式であること。
- ・無音無振動タイプのペルチェ式で床頭台内部に設置可能なもの。
- ・中身の取り出しが容易なもので、庫内に収納バスケットがあること。
- ・引き出しタイプの冷蔵庫で開閉しやすいものであること。
- ・稼働中はランプ等一目で目視確認ができる機能を搭載していること。
- ・容量は20リットル以上で2リットルのペットボトルが収納可能であること。
- ・環境に配慮したノンフロンガス製品であること。
- ・庫内温度が5℃±2℃に冷え、冷却機能が十分あること。
- ・利用料金は、1日（24時間）あたり100円以下とすること。
- ・特別室（18床）はカードタイマーなしで、無料で利用できること。

### （6）貴重品保管箱

- ・利用者は無料で使用できること。
- ・床頭台内の引出しに取付け、または、引き出しに鍵を取り付けてあること。
- ・鍵を紛失した場合は、容易に鍵を交換できるものであること。
- ・鍵の紛失時に対応できるマスターキー等を備えること。又、利用者の故意ではない鍵の紛失及び破損は、設置者の負担で修理又は補充すること。
- ・鍵にリストバンドを取り付けること。

### （7）洗濯機

- ・利用料金の支払いはカード方式であること。
- ・洗濯容量は4.5Kg以上であること。

- ・省エネ・節水・低騒音であること。
- ・全自動であること。
- ・清掃が保てるものであること。
- ・利用料金は1工程あたり100円以下とすること。
- ・使いやすい簡易な操作パネルであること。

#### (8) 乾燥機

- ・利用料金の支払いはカード方式であること。
- ・洗濯機の容量に見合ったものであること。
- ・省エネ・節水・低騒音であること。
- ・全自動であること。
- ・清掃が保てるものであること。
- ・利用料金は1回(40分)あたり100円以下であること。
- ・使いやすい簡易な操作パネルであること。

#### (9) カード販売機

- ・1枚1,000円で販売できること。
- ・売上報告の為、販売明細書が発行可能なこと。(2枚レシート発行機能があること)
- ・床への据え置き型で、防犯上必要な措置がとられていること。
- ・設置業者の連絡先を明記すること。
- ・新紙幣・硬貨への変更が生じた場合に対応できること。

#### (10) カード精算機

- ・10円単位で精算できることとし、精算手数料は徴収しないこと。
- ・売上報告の為、精算明細書が発行可能なこと。(2枚レシート発行機能があること)
- ・床への据え置き型で、防犯上必要な措置がとられていること。
- ・設置業者の連絡先を明記すること。
- ・新紙幣・硬貨への変更が生じた場合に対応できること。

#### (11) 収納ロッカー

- ・当院の病室スペースを考慮したものであること。
- ・移動時を考慮しキャスターをつけ、ストッパーがついていること。
- ・収納力が十分であること。

#### (13) 入院案内放送

- ・入院患者向けの案内放送コンテンツが用意できること。
- ・製作費及び放送に伴う工事費用は設置業者が負担すること。

- ・テレビカード無しで、無料視聴できること。
- ・必要に応じて放送内容を更新できること。
- ・入院案内放送の視聴（操作）方法を企画提案書に記載すること。

## 8 利用料金

利用料金について以下の内容を企画提案書に記載すること。

- ・テレビ 1時間あたりの視聴料金
- ・冷蔵庫 1日あたりの利用料金
- ・洗濯機 1工程あたりの利用料金
- ・乾燥機 1回（40分）あたりの利用料金

## 9 付加提案

患者サービスの向上や、看護師の負担軽減につながる提案があれば、企画提案書に記載すること。

## 10 保守管理体制

- ・床頭台等の維持管理は、設置業者の負担でフルメンテナンス方式の対応であること。なお、フルメンテナンスを行うに当たり管理責任者を配置することとし、その他必要な具体的な管理体制（常駐スタッフの人数・配置時間等）は、設置業者の提案によるが、平日9時から17時に1名以上のスタッフ配置とする。
- ・利用者の退院時及び定期的に、病室に設置された機器の清掃・消毒その他メンテナンスを行い常に清潔な状態に保つこと。なお、入院期間が短期であっても退院時に必ず清掃・消毒を行うこと。
- ・洗濯機、乾燥機及びカード販売機等病室外に設置された機器について、定期的に且つ必要に応じて清掃・消毒その他メンテナンスを行い常に清潔な状態に保つこと。また清掃・消毒終了後は、管理表へ作業の日付・担当者名を記入し管理を行うこと。
- ・関係法令等を遵守し、衛生管理及び感染対策を徹底すること。
- ・カード詰まり等の不具合が生じないように定期的に機器の保守・点検を行うこと。また、故障、不具合の発生時は速やかに補修等を行えるよう保守管理体制が整備されていること。
- ・すべての機器について、病院運営の都合や、故障した場合に速やかに対応できるよう予備機を準備しておくこと。予備機に係る一切の費用は設置業者の負担とする。
- ・盗難等防犯対策は、設置業者の責任と負担で行うこと。
- ・売上金の回収、清算金の補充、カード補充を月に2回以上定期的に行うこと。また、売上金の管理を行うこと。
- ・利用者又は病院職員等から意見・苦情に迅速に対応でき、サービス向上に努める体

制が整備されていること。

- ・設置機器の使用方法・料金等が簡単にわかる利用案内（取扱説明書）を、床頭台に用意すること。
- ・病院運営の都合上、機器の配置数及び場所の一部変更の必要が生じた場合、病院と協議の上、それに対応すること。その費用は設置業者の負担とする。
- ・床頭台等の設置運営期間の満了等により床頭台等を撤去する場合、病院と協議し、カード精算について利用者の不便が生じない措置をとること。
- ・保守・メンテナンス体制に関する資料を企画提案書に記載すること。

## 11 その他

- ・床頭台の入替作業等がある場合については、患者負担軽減のため、病院と既存の設備機器設置事業者及び新たな設備機器設置事業者と協議のうえ決定する。
- ・床頭台等の搬入、設置、調整等に係る一切の費用は、設置業者の負担とします。
- ・設置業者決定後において、病院から機器等について設置事業者の提案と異なる仕様の要望がある場合、設置業者は可能な限り対応すること。
- ・保守担当従業員は、業務遂行中は清潔で統一されたユニホーム及び名札を着用すること。
- ・保守担当従業員は、インフルエンザワクチン及び新型コロナワクチンについて接種することが望ましい。
- ・事業者は従業員に業務に必要な感染症対策、検査、ワクチン接種等を実施すること。  
（麻疹、風疹、水疱及び流行性耳下腺炎にかかる抗体価検査並びに該当検査が陰性の者へ対するワクチン接種）
- ・病院が主催する必須研修には必ず参加すること。

別表 床頭台等の設置場所及び設置台数

設置場所			機器の種類・設置台数					
病棟名	病床数	うち特別室	床頭台 (テレビ付き)	収納ロッカー	洗濯機	乾燥機	カード販売機	カード精算機
6階東	45	1	44	2	1	1	1	
6階西	43	1	42	4	1	1		
6階精神	5			6				
6階南	14		14		1	1		
5階東・SCU	45	2	43	1	1	1	1	
5階西	41	3	38		1	1		
5階小児	27	2	27	2	1	2		
4階東	45	3	42		1	1	1	
4階西	45	2	43		1	1		
4階小児・HCU	31	2	29	2	1	2		
ICU・NICU・ GCU・PICU	65			15			1	
産科	20	2	18		1	1		
MFICU	6		6					
救命救急センター	12		3	2			1	2
成人外来			4	6				
成人外来受付								
計	444	18	353	40	10	12	5	2

※ 床頭台 18台 + 353台 = 371台

371台 + 予備4台 = 375台

収納ロッカー（キャスター、タオル掛け付き）自由提案

※ 上記設置場所及び設置台数は募集時の予定であり、実際の設置時や運用開始後に変更されることがあります。